

2-（4）事業所内での交通事故防止や輸送の安全に対する意識の向上に向けた取組の実施【申請案内 P.46～47】

問1. この項目の対象や、評価の仕組みがよくわからない。

答1. 自社の一部のドライバーまたはそれ以外の従業員が出席した輸送の安全に関する会議や研修があり、その会議研修の資料を出席していないすべてのドライバーに共有ができていることを評価します。

（共有する元の会議・研修例）

- ・外部研修の場合 → グループ1-（2）で対象のもの
- ・営業所内での安全対策会議の場合 → グループ2-（1）で対象のもの
- ・荷主企業、協力会社等との安全対策会議の場合 → グループ2-（3）で対象のもの

※上記の項目を選択して書類を提出していても、いなくても結構です。

※対象外の内容についても基本的にそれぞれの項目に対応するものとなります。

※「グループ1-（1）自社内独自の運転者研修等の実施」は、この項目の対象となりません。自社内研修のフォローアップは、グループ1-（1）内で評価の対象となります。

問2. 他の項目で提出している研修・会議の書類を、その他の選任運転者全員に情報共有している場合、この項目で対象となるか。

答2. 対象となります。

なお対応する資料についてはそれぞれの項目で都度添付してください。

研修報告・議事概要と当日の資料とともに、全ての選任運転者に共有したことがわかる資料を添付してください。

※グループ2-（1）、2-（3）についても同様の取扱いです。

※ただし、共有の方法が集合形式の研修などの場合、他項目における取組の資料（研修報告、議事概要等）と、当該項目における「共有状況を証する資料」が全く同じである場合、どちらかの項目しか加点とならない場合があります。

問3. 他の項目で提出している研修・会議の書類とは、別の研修・会議について、出席していない選任運転者全員に情報共有している場合、この項目で対象となるか。

答3. 対象となります。必要な資料を提出してください。

問4. 対象となる内容の項目を選択してなくても、この項目で提出しても問題ないか。

例えば、グループ1-（2）は選択していないが、2-（4）で外部研修について提出できるか。

答4. 問題ありません。あくまでも「対象となる内容」ですので、それぞれの項目を今回の申請において選択（自認）している必要はありません。
この項目に必要な資料を提出してください。

問5. 選任運転者が全員出席していた研修や会議の共有については対象となるか。

答5. 対象となりません。

営業所内の一部の選任運転者等が出席した研修や会議の内容を、選任運転者全員に共有することを主旨として、当該項目における評価の対象としています。

問6. 申請案内の対象外に「朝礼時の伝達や点呼時の指示等」とあるが、朝礼時に研修や会議について情報共有を行っていても対象とならないのか。

答6. この項目では、グループ1-（2）、2-（1）、2-（3）の対象となるような研修や会議の内容を選任運転者全員に情報共有していることを評価の対象とします。朝礼や点呼時に「日常的な情報共有にあたる内容」の伝達として行われているものは対象となりません。

申請案内に記載があるように、「研修報告や議事概要」及び「その研修・会議資料」、「情報共有を全員の選任運転者に行ったことを証する資料」が必要となります。

問7. 自社内の研修の内容を、何班かに分けて別日で共有を行ったものは対象となるか。

答7. 対象となりません。

同じ内容の自社内研修を複数回に分けて行う場合は、グループ1-（1）の対象となります。

問8. 一部の者が参加した研修や会議を、メールに電子データを添付し、資料や情報の共有を行っているが、この場合は対象となるか。

答8. 電子データにて展開している場合については、報告書や議事概要、実際の資料をメールで発信していることが分かるように、発信したメール等で、選任運転者全員が受信していることを確認できる画面を印刷したものを添付してください。
(各選任運転者が確認したことを返信したメール等でも可)

問9. 会議の議事概要にそのまま回覧の記録を書き込んでいるため、「共有したことを証明する資料」を別紙として用意していないが、どう提出したらよいか。

答9. 「共有したことを証明する資料」については、別紙でなくても構いません。

共有する研修や会議の研修実施記録や議事概要に、各選任運転者に情報共有をしたことがわかる内容（選任運転者名、情報を確認した年月日）が書き込まれたもので構いません。研修実施記録や議事概要には、当日の研修や会議に参加した方の氏名の記載があることが必要です。それ以外の選任運転者名が書き込まれてあるかを確認します。

2-(4)の概要

- ドライバーが、一同に会して会議や研修を行うことは、難しい。
- ドライバー数名が参加した研修会や、ドライバー以外の従業員が参加した会議で得られた知識・情報があり、事故防止のためすべてのドライバーに伝えたい
⇒ ドライバー全員に共有することで、安全意識の向上を図っていることを評価

提出書類①、②

共有する知識・情報 【共有する元となる会議・研修会】

一部のドライバーまたは、ドライバー以外が参加した会議や研修会※で得られた『交通事故防止・安全運行等、輸送の安全に関する知識や情報』

- ✓ Gマーク申請の他の項目で申請した会議や研修には限定しない。
 - ✓ グループ 1-(2)、2-(1)、2-(3)を選択して提出していても、いなくてもOK
- ※大前提として、ドライバーが全員が参加の会議や研修会は共有する元とはならない

提出書類③

共有の状況の評価

『ドライバー全員に共有ができています』
という実績

事業所の体制をみたい

- 回覧
 - メール
 - 集合形式の研修
- などの方法により、会議・研修会に参加していないドライバーに共有した状況を確認

会議や研修会に出ていないドライバーに伝えたい

評価するためには、両方が分かる資料を提出してもらいます